

登録商標使用規程

一般社団法人日本ホームステージング協会

本規程は、当協会が保有する文字商標その他の登録商標について、法人会員、個人会員、資格認定者等の使用範囲を定めるものです。協会ロゴの図形・色・余白等については、別に定める「協会ロゴマーク使用規程」を適用します。

第1条 目的

本規程は、一般社団法人日本ホームステージング協会（以下「当協会」という。）が保有する登録商標の適正な使用および管理に関する基本事項を定め、その信用および識別力を維持し、需要者の誤認または混同を防止するとともに、ホームステージングの健全な普及ならびに会員および資格認定者の活動の発展に資することを目的とする。

2 本規程は、「ホームステージング」という語の一般的、説明的または適法な使用を一律に制限し、業界への参入を妨げることを目的とするものではない。

第2条 定義

本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「登録商標」 別表1に掲げる文字、図形、結合商標その他当協会が保有し、または将来取得する登録商標をいう。ただし、協会ロゴの表示態様については協会ロゴマーク使用規程を優先する。
- (2)「法人会員」 当協会の会員規約に基づき法人会員として有効に登録されている法人または団体をいう。
- (3)「個人会員」 当協会の会員規約に基づき個人会員として有効に登録されている者をいう。
- (4)「資格認定者」 当協会所定の講座、試験等を経て、ホームステージャー1級、2級その他の資格を認定された者をいう。
- (5)「使用者」 本規程に基づき登録商標を使用する者をいう。
- (6)「使用」 商品、役務、広告、ウェブサイト、SNS、名刺、会社案内、提案書、看板、動画その他の媒体に登録商標を表示し、または商品名、役務名等として用いる行為をいう。

第3条 適用関係

本規程は、法人会員、個人会員、資格認定者その他当協会が登録商標の使用を承認した者に適用する。

2 協会ロゴの使用には、別に定める「協会ロゴマーク使用規程」を適用する。

3 会員規約、資格認定に関する規程その他当協会の規程に別段の定めがある場合は、当該定めを併せて適用する。

第4条 権利の帰属

登録商標に関する商標権その他一切の権利は当協会に帰属する。本規程による使用は、商標権その他の権利の移転を意味しない。

2 使用者は、登録商標またはこれに類似する標章について、自己または第三者名義による商標登録、商号登記、ドメイン名取得、SNS アカウント名取得その他当協会の権利を害する行為をしてはならない。

第5条 基本原則

登録商標は、当協会の理念、ホームステージングガイドラインおよび本規程に沿い、事実に基づき、明瞭かつ品位を保って使用しなければならない。

2 使用者は、当協会、会員制度、資格制度、商品、役務または使用者の地位について、需要者に誤認または混同を生じさせてはならない。

第6条 法人会員による使用

法人会員は、会員資格の有効期間中、自らの事業活動を説明または広報するため、登録商標をウェブサイト、名刺、会社案内、チラシ、広告、営業資料、SNS その他通常の広報媒体に使用することができる。

2 法人会員は、「一般社団法人日本ホームステージング協会 法人会員」または当協会が指定する表記により、法人会員である旨を表示できる。

3 前二項は、当該法人会員の商品または役務が当協会の認定、監修、推薦または品質保証を受けている旨を表示する権利を付与するものではない。

4 登録商標を商品名、サービス名、講座名、店舗名、屋号、プロジェクト名またはドメイン名等の主要部分として継続的に使用する場合は、第10条に基づき事前相談を行う。

第7条 法人会員の役員および従業員

法人会員の役員および従業員は、法人会員の業務として、その管理および責任の下で登録商標を使用できる。

2 前項の者が資格名称を個人として表示するときは、自らが当該資格の認定を受け、表示時点で当協会所定の要件を満たしていなければならない。

3 法人会員の役員または従業員であることのみをもって、資格認定を受けていない者が「ホームステージャー」その他資格認定者であると誤認される表示をしてはならない。

第 8 条 個人会員および資格認定者による使用

個人会員は、会員資格の有効期間中、本人の資格、経歴、活動または業務を説明するため、登録商標を本人に帰属する媒体に使用できる。

2 個人会員または資格認定者の地位は、所属先の法人会員資格、当協会による所属先の認定、推薦または保証を意味しない。

3 所属先が法人会員でない場合、「当社は日本ホームステージング協会の会員です」その他会社自体が法人会員であると誤認させる表示をしてはならない。

4 資格名称は、認定等級または区分を正確に表示しなければならない。

第 9 条 親会社、子会社および関連会社等

法人会員の地位および登録商標の使用権限は、原則として法人会員として登録された当該法人または団体に限られ、親会社、子会社、関連会社、兄弟会社その他のグループ会社、フランチャイズ加盟店、代理店、販売店、業務委託先、提携先その他第三者に当然に及ぶものではない。

2 前項の第三者が登録商標を使用し、または法人会員との共同広告、共同事業もしくは共同サービスにおいて使用しようとするときは、使用目的、主体、媒体、期間および表示方法について事前に当協会と協議する。

3 当協会は、ホームステージングの普及、誤認防止、法人会員間の公平および登録商標の信用維持を考慮し、条件または期間を付して使用を承認できる。

4 法人会員は、承認された第三者に本規程を遵守させ、当協会に対して責任を負う。

第 10 条 事前相談および個別承認

次の各号のいずれかに該当する使用を予定する者は、原則として使用開始前に当協会へ相談し、当協会が求めた場合は書面または電磁的方法による承認を得る。

(1) 商品名、サービス名、講座名、店舗名、屋号、プロジェクト名、イベント名またはドメイン名等への組込み

(2) 大規模な広告、販売促進、展示会、動画配信、出版物または継続的な販売物への使用

(3) 他社の商標と近接、一体化または並列して表示し、関係性が不明確となるおそれがある使用

(4) 当協会による認定、監修、後援、推薦、協賛、共同実施または品質保証を示す表示

(5) 使用可否について合理的な疑義がある場合

2 当協会は、見本、掲載案、使用期間、媒体、発行部数その他必要な資料の提出を求めることができる。

3 個別承認は、承認された目的、態様、媒体および期間に限り有効とする。

第 11 条 文字商標の表示方法

文字商標を登録商標として使用する場合は、原則として初出または視認性の高い箇所に「®」を付し、「ホームステージング®」「ホームステージャー®」等と表示する。

2 同一媒体内で同じ登録商標を繰り返し使用する場合は、少なくとも初出、見出しその他分かりやすい箇所に「®」を付す。

3 登録商標でない語に「®」を付してはならない。登録状況が確認できない場合は、事前に当協会へ確認する。

4 媒体の性質、可読性その他合理的な事情がある場合は、当協会と協議の上、注記その他の方法を用いることができる。

第 12 条 禁止事項

使用者は、次の各号に掲げる使用をしてはならない。

- (1) 当協会、会員、資格認定者またはホームステージングの信用、品位もしくは社会的評価を害する使用
- (2) 法令、公序良俗、定款、会員規約、ガイドラインその他当協会の規程に反する使用
- (3) 虚偽、誇大、不当な比喩その他需要者を誤認させる広告における使用
- (4) 当協会による認定、監修、後援、推薦、協賛、提携または保証がないにもかかわらず、これらがあると誤認させる使用
- (5) 個々の商品または役務が当協会の審査、認証または品質保証を受けたと誤認させる使用
- (6) 登録商標を自己または第三者の商標、商号等として登録し、または独占的権利を主張する行為
- (7) 登録商標の普通名称化、識別力の希釈化または信用の毀損を招く使用
- (8) 第三者へ使用権限を譲渡、貸与、再許諾し、または名義貸しをする行為
- (9) その他当協会が本規程の目的に反すると合理的に判断する使用

第 13 条 非会員等による使用

非会員または資格認定を受けていない者は、登録商標を当協会との関係、資格、認定、推奨または保証を示す態様で使用してはならない。

2 前項は、報道、研究、教育、引用、事実の説明、サービス分野を示す通常の記述その他法令上認められる使用まで一律に禁止するものではない。

3 非会員が営利目的で登録商標を商品または役務の識別標識として使用しようとするときは、事前に当協会へ相談する。

第 14 条 使用状況の確認

当協会は、登録商標の適正な管理に必要な範囲で、使用者に対し使用状況、表示見本、掲載媒体その他の資料の提出を求めることができる。

2 使用者は、前項の求めに合理的な期間内に協力する。

第 15 条 是正等

当協会は、本規程または個別承認の条件に適合しない使用について、事情を確認した上で、表示方法の変更、修正、削除、使用停止その他必要な是正を求めることができる。

2 当協会は、原則として助言、修正依頼、使用停止の順に段階的な対応を行う。ただし、悪質、重大または緊急の場合は直ちに必要な措置を講ずることができる。

3 正当な理由なく是正に応じない場合、当協会は個別承認の取消し、会員規約に基づく措置、差止請求、損害賠償請求その他必要な措置を講ずることができる。

第 16 条 資格等の終了

退会、会費未納、除名、資格認定の取消し・失効その他の理由により使用の基礎となる地位または承認が終了したときは、登録商標の使用権限も終了する。

2 ウェブサイト、SNS、電子資料その他変更可能な媒体は、終了日から 30 日以内に登録商標および会員である旨の表示を削除または修正する。

3 配布済み印刷物等は追加配布または増刷を停止し、必要に応じて当協会と対応を協議する。

第 17 条 侵害等の報告

使用者は、登録商標の無断使用、模倣、権利侵害または誤認を招く使用を知ったときは、可能な範囲で当協会に情報提供する。

2 前項の場合における権利行使の要否、方法および時期は当協会が判断し、使用者は当協会の事前承認なく当協会を代理して警告、交渉または法的措置を行わない。

第 18 条 責任

使用者は、登録商標を使用して提供する自己の商品、役務、広告その他の活動について自ら責任を負う。

2 当協会は、個別に明示した場合を除き、使用者の商品または役務の品質、安全性、適法性、成果その他を保証しない。

3 使用者の本規程違反により当協会または第三者に損害が生じた場合、使用者は自己の責任と費用で解決し、当協会に生じた損害を賠償する。ただし、当協会の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

第 19 条 規程の変更

当協会は、法令、商標登録、会員制度、資格制度または運用上の必要に応じ、事前告知することなく理事会の決議その他所定の手続により本規程を変更できる。

2 変更後の規程は、当協会ウェブサイトへの掲載その他適当な方法で周知し、当協会が定める日から適用する。

第 20 条 協議、準拠法および管轄

本規程に定めのない事項または解釈上の疑義は、本規程の目的を踏まえ、当協会と使用者が誠実に協議して解決する。

2 本規程は日本法に準拠し、協議によって解決しない紛争については、当協会の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

1 本規程は、2013 年 8 月 9 日から施行する。

2 施行前からの使用は、施行日から 3 か月以内を目安として本規程に適合させ、必要に応じて当協会と協議する。

別表 1 対象となる登録商標

対象となる登録商標は、当協会ウェブサイトの「商標登録一覧」に掲載する商標とする。登録内容に変更がある場合は、特許庁の商標登録原簿および当協会が公表する最新情報を優先する。

■お問い合わせ先

TEL：03-6810-5708

メール:customer@homestaging.or.jp

受付時間：10:00～17:00（休日:土・日・祝日・年末年始・その他協会の指定した日を除く平日）

担当:鵜沼

制定：2013 年 8 月 9 日

改定：2026 年 9 月 20 日